

## ◆ ようこそ矢掛町へ

矢掛町は、岡山県の南西部に位置し、古くは旧山陽道の宿場町として栄え、今なお旧宿場町の面影を残した歴史のまちです。

温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、地震、台風などの自然災害が少なく、岡山県三大河川の一つ高梁川の支流の小田川が町の東西に流れる、水資源の豊富な豊かな町です。

また、国道486号が東西に走り、山陽自動車道の笠岡・鴨方・玉島の各インターチェンジへは、約30分以内で接続し、交通のアクセスに優れております。矢掛町は、健全財政のもと、「やさしさにあふれ、かいてぎで、げんきなまちづくり」を進めており、町民の生活安定、若者の雇用の確保及び定住を目的に企業誘致を進めています。

企業の皆様には、是非、当町への立地を検討くださることを、心からお待ちいたしております。



旧矢掛本陣 (国指定重要文化財)



旧矢掛本陣 (国指定重要文化財)



8月 行灯祭り



11月 大名行列

## ◆ 問い合わせ先

矢掛町企画課 電話 0866-82-1057

## ◆ 産業振興と雇用拡大を目指して

岡山県矢掛町に企業進出を考えている町外の企業や規模拡大を考えている企業をサポートするため、支援制度の概要をまとめました。

矢掛町は、このような企業に対して奨励金、税制上の優遇措置と情報の提供、オーナーメイド型の事業用地の斡旋等を通じて、企業立地を促進し、産業振興と雇用の拡大を図っていきます。

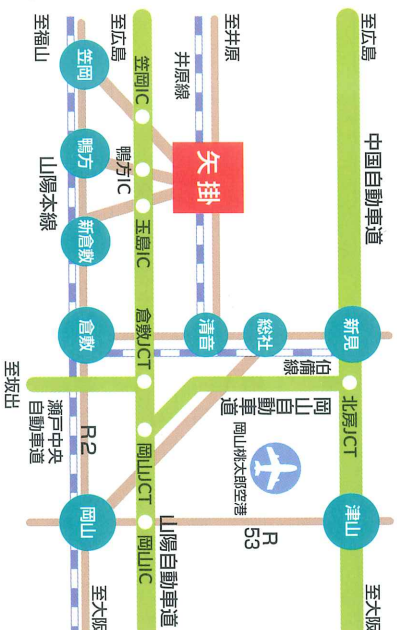
## ◆ 通勤にもちようどいい!!

町内には製造業事業所があるほか、倉敷市や広島県福山市のベッドタウンとしても便利です。

### 【交通アクセス】

電車：岡山駅より約50分、新大阪駅より3時間  
 (岡山駅よりJR伯備線で25分乗った後、清音駅で井原鉄道に乗り換えて約25分)  
 ※町内に井原鉄道の駅が3駅あります。

自動車：鴨方ICより約15分、玉島ICより約20分、笠岡ICより約25分  
 岡山空港より約1時間、JR新倉敷駅より約20分



※通勤可能なエリア (車で1時間以内)

岡山市、倉敷市 (水島工業地帯)  
 総社市、高梁市、笠岡市、井原市、広島県福山市 など

## 矢掛町

## 企業立地優遇制度

### 各種優遇措置

- 1 企業立地奨励金
- 2 サテライトオフィス等誘致事業補助金
- 3 固定資産税の課税免除
- 4 固定資産税の不均一課税

### 各種の協力

- 1 情報提供
- 2 オーナーメイド型の事業用地のあっせん
- 3 従業員の確保の協力
- 4 道路・上水道その他の企業立地に必要な協力

1. 企業立地奨励金

区分	工場設置奨励金	事業所設置奨励金	物流施設設置助成金	雇用奨励金	水道助成金	周辺整備促進助成金
交付要件	工場の新設又は増設をした事業者	事業所の新設又は増設をした事業者	物流施設の新設又は増設をした事業者	工場の業務開始に伴い常時使用する従業員を新たに雇用した事業者	工場の新設又は増設に伴い、矢掛町の上水道の給水を受けた者	工場の新設又は増設に伴い工場周辺（敷地外）の公共施設等を整備した事業者
交付金額	新たに土地・建物に課される固定資産税相当額	新たに土地・建物に課される固定資産税相当額	新たに土地・建物に課される固定資産税相当額	・ 町内在住者 5万円/人 ・ 町外在住者 1万円/人	・ 新設は水道料金の1/2相当額 ・ 増設は過去1年間の水道使用料超分の1/2相当額	整備費用の1/2
交付限度額	岡山県補助金を除いた額					
交付対象期間	3年間	3年間	3年間		50万円	1,000万円

2. 矢掛町サテライトオフィス等誘致事業補助金

交付対象者	町内の空き家を有効活用して企業等の事務所を設置するもの
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町税等を完納していること</li> <li>・ 暴力団員でないこと</li> <li>・ 開設後、3年間は事業継続すること</li> <li>・ 常時勤務する者が配置されること</li> <li>・ 原則、町内業者による工事等であること</li> </ul>
交付金額	サテライトオフィス開設に要する空き家改修経費、その他設備整備経費の1/2以内
交付限度額	200万円

3. 固定資産税の課税免除

適用条例	対象資産	措置内容	対象業種	対象要件
過疎地域の公示に伴う固定資産税の特例に関する条例	土地、家屋、償却資産（機械及び装置）	課税免除（3年間）	製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等	<ol style="list-style-type: none"> <li>取得価額資本金の規模に及び500万円以上</li> <li>土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があること</li> <li>令和9年3月31日まで</li> </ol>
地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例	土地、家屋、償却資産（構築物のみ）	課税免除（3年間）	地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>地域未来投資促進法に基づき、地域経済牽引事業計画の承認を受けた者</li> <li>土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に家屋又は構築物の建設の着手があること</li> <li>令和7年3月31日まで</li> </ol>

4. 固定資産税の不均一課税（軽減措置）

適用条例	対象資産	措置内容
地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例	土地、家屋、償却資産（構築物、機械及び装置）	不均一課税（3年間）
		<p>【移転型】 東京23区から本社機能を移転する場合 1年目…課税なし（⇒税率0%） 2年目…通常の1/4（⇒税率0.359%） 3年目…通常の1/2（⇒税率0.7%）</p> <p>【拡充型】 地方にある本社機能を拡充する場合 1年目…課税なし（⇒税率0%） 2年目…通常の1/3（⇒税率0.467%） 3年目…通常の2/3（⇒税率0.933%）</p> <p>※特定業務施設（本社機能）</p> <p>【事務所】 調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他の管理業務（総務・法務・人事等）部門を有する事務所</p> <p>【研究所】 研究開発において重要な役割を担うもの</p> <p>【研修所】 人材育成において重要な役割を担うもの</p> <p>(2) 特定業務施設整備計画の認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特定業務施設を新設又は増設し、その施設のための対象資産であること</p> <p>(3) 土地については、取得日の翌日から起算して1年以内に家屋の建設の着手があること</p> <p>(4) 対象資産取得総額3,800万円以上（租税特別措置法に定義する中）小企業者1,900万円以上）</p> <p>(5) 令和8年3月31日までに岡山県知事から特定業務施設整備計画の認定を受けたもの</p>